

北広島町農業委員会第 9 回総会議事録

事務局 (第 9 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 15 番、16 番にお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 6 年 3 月 21 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より補足説明をお願いします。

15 番 3 月 12 日に現地確認を致しました。また、行政書士の方とは電話で確認しました。譲受人はリフォームが終わり次第大朝に移り住むそうです。摘要にもありますように自然農法で野菜を栽培していきたいということで、営農計画書を添付しての申請をされています。以上のことから、地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いします。

会長 それでは番号 1 番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

3 番 自然農法の中身が具体的に分かれば。

15 番 農薬や化学肥料を使わず耕さずに、野菜栽培をしたいと聞いています。

5 番 全て空き家バンクの紹介で売却することになった書いてありますが、自作地が 3,964 m²なので、他の所はまた他の方に売ることになったとかありますか。

15 番 確認したところでは、今回全て売り渡したいということでした。

事務局 先月 4 条案件で追認許可を得た土地が 1 つあります。また今回 4 条の追認案件がありますのでこちらで全て譲り渡される予定です。

会長 他にございませんか。

委員 (なし)

会 長 ないようですので、それでは質疑を打ち切って採決致します。番号 1 番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。続いて、番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より補足説明をお願い致します。

8 番 3 月 11 日に現地調査を行っております。また、譲渡人の方とも立ち会いをし見てきました。譲渡人は法人の代表の方で、この 3 筆を譲り渡すということで、譲受人も農業法人の作業を手伝っており、また構成員になっているということです。譲受人は、別のお仕事をされていますが、休日に農業法人の仕事を手伝っており、技術にも問題ありません。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 それでは番号 2 番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決致します。番号 2 番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。番号 3 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願い致します。

13 番 3 月 12 日に現地調査を実施しております。親から子への贈与案件でございます。農業機械等も譲り受けておられます。農地の名義を変更されるだけで、譲渡人は、高齢で耕作困難ということですが、これまでと変わらず親子で耕作されると聞いています。以上のことから法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をみたしていると思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 それでは番号 3 番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 3 番について申請のとおり許可しても良いと思われる方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 4 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

13 番 3 月 12 日に現地確認を行っております。この農地は、ほ場整備を 20 年以上前に行われて、それ以後譲受人が耕作をされてきました。今回お子さんに引き継がれるということで購入されます。譲渡人の農業経営規模は 1,855 m²でございますが、31 m²は畑でございます若干残っております。以上のことから法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 それでは番号 4 番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 4 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 5 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

13 番 3 月 12 日に現地確認を行っております。以前より耕作放棄地で何年も作っておられない農地でございます。栽培することが難しいため梅、なし、柿等を植えられるということでございます。この周辺農地の半分は譲受人が耕作しておられ、農機具、人員は確保されています。以上のことから法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 それでは番号 5 番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。

- 5 番 申請農地の進入路についてご存じでしたら確認させてください。
- 13 番 公衆用道路から申請地のそばに進入路があります。
- 会 長 他にありませんか。
- 委 員 (なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 5 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。
- 委 員 (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 6 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。
- 職務代理 3 月 14 日に現地確認を行っております。山林道路に囲まれた 248 m²の農地です。現況は管理されています。いずれは、空き家も購入され家庭菜園で野菜を作ろうと考えておられるようでございます。以上のことから法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると思います。審議の程、よろしくお願い致します。
- 会 長 それでは番号 6 番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。
- 委 員 (なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 6 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。
- 委 員 (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

- 会 長 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、農地法第 4 条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 6 年 3 月 21 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 議長を交代します。番号 7 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

15 番 3月12日に現地確認を行いました。申請人は、番号1番の方と同じ方で、実家の不動産を空き家バンクで売却したいと考えておられます。顛末書を付けて申請しておられます。以上のことから許可相当と思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

会長 ありがとうございます。番号7番について質疑に入ります。ご意見ご質問に入ります。ございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会長 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、農地法第5条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和6年3月21日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 議長を交代します。番号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

13 番 3月12日に現地を確認しております。この案件ですが第3条5番案件の隣接農地となります。この農地については、以前から耕作されてなくて、今回は申請地に農機具置場、駐車場等を作りたいという、顛末書添付の申請でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。番号8番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。

議案第 4 号 農用地利用集積計画について

会 長 議案第 4 号農用地利用集積計画について、農用地利用集積計画に係る利用権の同意を得た農用地利用集積計画について意見を求める。令和 6 年 3 月 21 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 ありがとうございます。議案第 4 号について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

3 番 賃借料の表記について、統一できないか。 10a あたりなのか、年なのか。但し書きを付ければ正しく伝わるのではないか。

事 務 局 システムの関係で個別対応できていない状態なので、手書きなら可能です。

6 番 備考欄への記入は可能ですか。

事 務 局 備考欄への入力は可能です。

6 番 では、そのように。

会 長 他にありませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。議案第 4 号について意見なしと決定しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって、意見なしと決定しました

会 長 採決を取り直します。関係委員の方は退室をお願いします。(11 番委員退室) 7 番 8 番 9 番、24 番 25 番 26 番 27 番について審議致します。ご意見ご質問はありませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。7 番 8 番 9 番、24 番 25 番 26 番 27 番について意見なしと決定しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって、意見なしと決定しました。(11 番委員入室)

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

会 長 議案第 5 号農用地利用集積計画について、農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画について意見聴取があったので意見を求める。令和 6 年 3 月 21 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

(8 番委員退室)

会 長 ありがとうございます。議案第 5 号について質疑に入ります。
ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。議案第 5 号について意見なしと決定しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って意見なしと決定しました。

議案第 6 号 農用地利用集積計画について

会 長 議案第 6 号北広島町農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について。北広島町農業委員会農地利用最適化推進委員から辞任することについて承認を求める。令和 6 年 3 月 21 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは、議案第 6 号について申請のとおり承認しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 はい。ありがとうございます。挙手全員です。従って承認することと決定しました。
以上をもちまして、本日の総会の提出議案の審議を全て終了とします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

会 長

印

議事録署名者

印

議事録署名者

印